

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇訓令 製品検査実施要領を廃止する訓令
- ◇告示 麻薬取締法による聴聞
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了
- 土地収用法による土地の立入りの許可
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- ◇公告 製菓衛生師試験の実施
- 調理師試験の実施

訓令

鳥取県訓令第四号

製品検査実施要領を廃止する訓令を次のように定める。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製品検査実施要領を廃止する訓令

製品検査実施要領（昭和二十四年三月鳥取県訓令乙第八十九号）は、廃止する。

附則

この訓令は、昭和四十九年八月十三日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百八十七号

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年八月二十三日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県議会第二委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東郷町大字松崎六七六の四 土井 学

鳥取県告示第六百八十八号

昭和四十九年七月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（上野地

区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十九年八月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 完了年月日

- 県営北条砂丘地区第二の一工区ほ場整備事業 昭和四十八年十二月一日
- 県営大倉地区ほ場整備事業 昭和四十九年三月二十五日
- 県営天神野地区かんがい排水事業 昭和四十九年三月二十五日
- 県営大山開拓二号線地区道路等補修事業 昭和四十九年三月二十五日
- 県営江府第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 昭和四十九年三月二十五日
- 県営西伯地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 昭和四十九年三月二十六日
- 県営美保地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 昭和四十九年三月二十日
- 県営大栄地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第六百九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線湯原・倉吉線電線張替工事及びそれに伴う付帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

三朝町大字福本、大字上西谷、大字下西谷、大字曹源寺、大字久原、大字助谷、大字大柿、大字牧及び大字今泉並びに倉吉市円谷、大原、栗尾及び上余戸

四 立ち入らうとする期間

昭和四十九年八月十五日から昭和四十九年十二月三十一日まで

鳥取県告示第六百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第五・六・一号 打吹公園

三 事業施行期間

昭和四十六年五月十八日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

昭和四十六年五月鳥取県告示第四百五十九号の事業地に倉吉市字東梅田及び字西梅田地内を加える。

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和49年8月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 製菓衛生師法の施行(昭和41年12月26日施行)の際現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えていたもの又は同法の施行の日後3年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第86号)による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

<p>2 試験の日時 昭和49年9月20日 午前9時</p> <p>3 試験の場所 倉吉市巖城 鳥取県倉吉保健所</p> <p>4 試験科目</p> <p>(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学 (6) 製菓理論及び実技</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 受験願書の提出先 ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所 イ 県外居住者 鳥取市東町一丁目 鳥取県衛生環境部衛生課</p> <p>(2) 提出書類 ア 受験願書 (様式第1号によること。) イ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)</p> <p>ウ 受験資格を有することを証する書類 エ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。) オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面无帽上半身像のもの)</p> <p>(3) 提出期間</p>	<p>昭和49年8月26日から昭和49年9月8日まで。ただし、郵送の場合には、提出期間内の日付けの消印のあるもの限り、有効とする。</p> <p>6 受験手数料及びその納付方法 (1) 受験手数料 2,000円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。</p> <p>7 携行品 筆記用具及び受験票 8 その他</p> <p>(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。 (2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。</p>
---	---

様式第1号

製菓衛生師試験受験願書

収入証紙
はりつけ欄

年 月 日

鳥取県知事 殿

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号 □□□□-□□

氏 名 ⑩

年 月 日 生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 履歴書

(2) 製菓衛生師法第5条又は附則第2項に該当することを証する書類

(菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)

(3) 写真

様式第2号

菓子製造業従事証明書

1 従事者 本 籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月 間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏 名 ⑩

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

調理師法（昭和38年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和49年8月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中学校令（昭和18年勅令第38号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和49年10月17日（木） 午前9時

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者

米子市糺町1丁目 鳥取県西部総合事務所

米子市東町97都市開発ビル3階 消費生活センター

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書（別紙によること。）

イ 履歴書（特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。）

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像のライカ版（3.5cm×2.5cm）とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(3) 提出期間

昭和47年9月5日から昭和47年9月20日まで。ただし、郵送の場合
は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書
にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 携行品 筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し、係員の指
示を受けること。

なお、各試験場とも駐車場が狭いので、自動車の乗り入れはしない
こと。

(2) 合格者の氏名は、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者には合格証書を交付する。

願います。

調理師法第三條第一項第三号に規定する調理師試験を受けたので、関係書類を添えてお

収入証紙
はりつけ欄

本籍	住所	氏名	生年月日	卒業年月日	現在の就業先
		性別	郵便番号	調理経歴	年月日から

調理師試験受験願

昭和 年 月 日
鳥取県知事 平林 鴻三 殿
氏名

印